

## 遠軽町告示第69号

公募型プロポーザル方式による受託候補者選定手続の実施について  
次の業務における、随意契約の相手方を特定する手続（以下「プロポーザル」という。）  
の実施について公示する。

令和4年11月15日

遠軽町長 佐々木 修 一

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和4・5年度 遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

この業務は、遠軽町（以下「町」という。）が紋別郡遠軽町1条通北3丁目において計画している遠軽町新庁舎建設に係る基本設計及び実施設計を行うものである。

#### (3) 予定する委託期間

令和5年1月下旬から令和6年2月末までを予定する。

このうち、基本設計については、令和5年6月20日までを予定する。

E C I（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式の採用を予定しているため、基本設計終了後、技術協力者が決まるまでの間（令和5年10月頃）は、実施設計に着手できない恐れがあるので留意すること。

#### (4) 予定する業務場所

紋別郡遠軽町1条通北3丁目

#### (5) 委託業務に係る予算額

213,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内を予定する。

#### (6) その他

本業務は新庁舎とこれに付帯する施設に関する基本設計（敷地全体の車庫等の配置案を含む。）及び実施設計（現庁舎の解体実施設計を除く。）とし、外構基本・実施設計、地質調査、現況測量、電波障害調査、開発区域に係る用地測量及び地中熱熱応答試験調査を含むものとする。

なお、外構設計については、開発行為申請に係る資料作成並びに記念碑等の移設、植樹等の移植及び建築資材等への利用についての調査、検討を行うものとする。

### 2 参加資格

公示日現在において、次の（1）に掲げる要件をすべて満たす単体企業又は（2）に掲げる要件をすべて満たす特定共同企業体とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 令和3・4年度遠軽町競争入札参加資格者名簿において、「建築物の設計」の資格を有していること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 遠軽町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- エ 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の遠軽町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
- キ 過去10か年（平成24年度以降）に北海道内において建設（竣工）された、延べ床面積3,000㎡以上の市町村の庁舎又は消防庁舎（市町村の庁舎との一体整備に限る。）の新築に係る実施設計業務の履行実績を有していること。ただし、共同企業体として履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限る。

(2) 特定共同企業体の要件

- ア 特定共同企業体の要件
  - (ア) 構成員の数は、2社又は3社とする。
  - (イ) すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。  
(構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%とする。)
- イ 構成員の要件
  - (ア) (1) アからカまでの要件をすべて満たすこと。
  - (イ) このプロポーザルに参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
  - (ウ) 他の特定共同企業体の構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ウ 代表者の要件
  - (ア) 出資比率が構成員中最大であること（同率は認めない。）。

(イ) (1) キの要件を満たすこと。

### 3 手続等

#### (1) 関係書類の交付等

このプロポーザルの実施要領及び各種様式等は、町のホームページから入手するものとする。

#### (2) 特定共同企業体の資格申請

##### ア 受付期間

令和4年11月15日から令和4年11月28日まで

(土曜日、日曜日及び休日を除くものとする。)

##### イ 受付時間

午前8時45分から午後5時30分まで

##### ウ 受付場所

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町役場総務部情報管財課

##### エ 提出方法

持参提出とする。

#### (3) 参加表明書等の提出

##### ア 提出期限

令和4年11月28日午後5時30分まで必着とする(郵送の場合にあっても同様とする。)

##### イ 提出先

(2) ウに同じ

##### ウ 提出方法

持参又は郵送(書留)提出とする。

#### (4) 担当部署

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部情報管財課契約担当

電話 0158-42-4271

FAX 0158-42-3688

### 4 その他

(1) 特定共同企業体と単体企業の混合によるプロポーザルとする。ただし、特定共同企業体又は単体企業のみによるプロポーザルを行う場合がある。

(2) 最良の技術提案をした者を本業務の随意契約の相手方の候補者とする。

(3) 特定共同企業体と契約を締結した場合は、共同企業体編成表を提出すること。

(4) その他、このプロポーザルに関する詳細は、「遠軽町新庁舎建設基本・実施設計

業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

- (5) 本手続は、当該業務に係る補正予算成立を前提とした予算成立前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものである。このため、遠軽町議会において補正予算案が否決された場合には、当該業務に係る随意契約は行わず、いかなる効力も発生しないので留意すること。